

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 元 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 4 号)

令和元年9月19日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第 2 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第 3 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 4 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第 5 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 6 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認定第 7 号 平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
(報告第5号 決算特別委員会審査報告)
- 日程第 3 意見書案第5号 生産段階からプラスチック減量対策に取り組むシステム確立を求める意見書(案)について
- 日程第 4 意見書案第6号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書(案)について
- 日程第 5 意見書案第7号 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書(案)について
- 日程第 6 意見書案第8号 海洋観測施設の導入・整備にかかわる意見書(案)について
- 日程第 7 意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)について
- 日程第 8 承認第2号 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番	越 前 谷	邦 夫	君	2 番	大 久 保	富 士 子	君
3 番	篠 原	功	君	4 番	大 屋	治	君
5 番	立 野	広 志	君	6 番	五 十 嵐	篤 雄	君
7 番	千 葉	薫	君	8 番	今 野	幸 子	君
9 番	下 道	英 明	君	1 0 番	石 川	邦 子	君
1 1 番	板 垣	正 人	君	1 2 番	大 西	智	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春	君	副 町 長	森 寿 浩	君
総務部長	佐 々 木 清 志	君	経済部長	八 反 田 稔	君
経 済 部 参 与	鈴 木 清 隆	君	経 済 部 参 与	武 川 正 人	君
洞爺総合支所長	毛 利 敏 夫	君	企画防災課長	高 橋 秀 明	君
税務財政課長	佐 野 大 次	君	住民課長	佐 藤 融	君
健康福祉課長	高 橋 憲 史	君	健康福祉センター長	原 信 也	君
火山科学館長	杉 上 繁 雄	君	産業振興課長	田 所 昭 博	君
環境課長	若 木 涉	君	上下水道課長	篠 原 哲 也	君
庶務課長	見 付 敬 蔵	君	農業振興課長	片 岸 昭 弘	君
洞爺湖温泉支所長	山 崎 貞 博	君	会 計 管 理 者	佐 藤 孝 之	君
教 育 長	皆 見 亨	君	教育次長	天 野 英 樹	君

教育参与 永 井 宗 雄 君 代表監査
委 員 山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 書 記 中 川 翔 太

庶務係 阿 部 は る か

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、2番、大久保議員、3番、篠原議員を指名いたします。

◎認定第1号から認定第7号まで一括説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、認定第1号平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから認定第7号平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

各会計決算の認定については、決算特別委員会の付託事件でありますので、決算特別委員会委員長から一括して報告を求めます。

五十嵐委員長。

○決算特別委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。

読み上げて報告とさせていただきます。

報告第5号、委員会審査報告書。

令和元年9月19日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。決算特別委員会委員長、五十嵐篤雄。洞爺湖町議会令和元年9月会議において、特別委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、審査期日。令和元年9月13日、17日、18日、3日間。

2、審査の対象。

認定第1号平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について。

認定第2号平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について。

認定第3号平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について。

認定第4号平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について。

認定第5号平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について。

認定第6号平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について。

認定第7号平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について。

3、審査の結果。

平成30年度各会計決算認定については、次のとおり意見を付して認定すべきものとして決定した。

裏面をごらんください。

4、審査意見。

決算審査を付託された本特別委員会は、9月13日より18日までの3日間にわたり、水道事業会計、一般会計、特別会計を審査いたしました。一般会計においては、歳入歳出ともに前年度と同様に減少した決算となりました。特に歳入の半分を占める地方交付税の減少と自主財源を大きく占める町税収入が財政を左右する現況となっていることから、事業展開にあたっては、将来に負担のかけない財政支出が求められます。

水道事業会計、特別会計においては、監査委員の審査意見のとおり問題なく運営されており、前年と比較しても著しい変化は見当たらないことから、特別に指摘することはないと思われる。今後とも健全な財政運営にあたっていただきたい。

令和元年度も半年が経過し、予算が的確に執行されていると思われるが、本特別委員会の審査における意見や指摘を十分考慮され、適正な財政運営を図られると同時に、令和2年度の予算編成にもこの決算審査が反映されることを期待します。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで、報告を終わります。

なお、決算特別委員会は、議長、監査委員を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。質疑を省略いたします。

それでは、認定第1号平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてから、1件ずつ討論と採決を行います。

初めに、認定第1号平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成30年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について、討論はあり

ますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号平成30年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号平成30年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について、討

論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号平成30年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成30年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

説明員については、退席いただいても結構でございます。

(午前 10 時 12 分)

○議長（大西 智君） 休憩を解きます。会議を再開いたします。

(午前 10 時 13 分)

◎意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 3、意見書案第 5 号生産段階からプラごみ減量対策に取り組むシステム確立を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） おはようございます。

それでは、意見書案第 5 号について、読み上げて提案をさせていただきます。

意見書案第 5 号、令和元年 9 月 10 日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、立野広志。賛成議員、下道英明。賛成議員、今野幸子。

生産段階からプラごみ減量対策に取り組むシステム確立を求める意見書（案）について。会議規則第 9 条第 2 項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、総務大臣。

生産段階からプラごみ減量対策に取り組むシステム確立を求める意見書（案）。

海洋プラスチックごみをはじめとするプラごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は、地球環境の将来を左右する重要課題です。

国連環境計画（UNEP）は 2018 年、プラごみの廃棄量が年間約 3 億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち 800 万トン以上が海に流出していると言われています。

特に、5 ミリ以下の「マイクロプラスチック」や、洗顔料、化粧品などに使用されている「マイクロビーズ」を魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響も危惧され、国際社会では、使い捨てプラ製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっています。

2018 年、カナダで開かれた主要 7 カ国首脳会議（G7）でも大きな議題の一つとなり、「海洋プラスチック憲章」がまとめられ、英・仏・独・伊とカナダが署名しました。海のプラごみ量を減らすために、2030 年までにすべてのプラ製品を再利用可能か、リサイクル可能なものにする、不必要な使い捨てプラ使用を大幅削減し代替品も環境への影響を考慮する。などを盛り込み、期限と数値などの具体的対策を示したものです。

ところが、日本と米国が署名をしなかったことに、産業界への配慮ではないかと批判が上がりました。大阪での 20 カ国・地域首脳会議（G20）では、2050 年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択しましたが、環境 NGO から、達成期間が遅すぎるなど「不十分」と指摘されています。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを見東南アジアに輸出しています。ところが輸出された大量のプラごみがきちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出しています。中国も2017年末に輸入を禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり、不法投棄されたりするケースが相次いでいます。とくにプラごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応し切れていない状態です。

政府は「プラスチック資源循環戦略」を決定しましたが、生産者責任を曖昧にしたまま、今年5月には一般廃棄物を燃やす自治体の焼却施設で産廃プラごみ処理を「検討」する、域外の産廃受け入れ規制を「廃止、緩和」する要請の通達を出しました。産廃プラを燃やすと焼却施設が高温になり、施設が傷みます。少しでも施設の寿命をのばそうと努力しているもとで、産廃プラごみの受け入れは現実的ではありません。ましてや、域外の産廃受け入れなど、住民の理解を得ることは困難です。

よって、国の責任において、生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月10日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号生産段階からプラごみ減量対策に取り組むシステム確立を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号生産段階からプラごみ減量対策に取り組むシステム確立を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、意見書案第6号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第6号、令和元年9月10日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、立野広志。賛成議員、下道英明。賛成議員、今野幸子。

マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）。

今年6月の金融庁の審議会報告では、「高齢夫婦無職世帯」の収支が月5万5,000円の赤字となり、公的年金だけでは、老後30年で約2,000万円不足すると指摘。現在41歳以下の夫婦が将来受け取る年金は、さらに1,600万円減り、3,600万円足りなくなります。

同報告書では、公的年金で足りない分は、元本割れリスクもある投資制度や貯蓄による資産運用を勧めるという内容で、国民の大きな怒りと不安を呼び起こしました。

こうした試算は、政府が2004年に導入した、物価や賃金があがっても年金額をあげない仕組み、マクロ経済スライドが前提となっています。実際に19年度の年金額は、物価が1.0%増だったにもかかわらず、賃金の伸び率0.6%増を基準にして調整率0.5%が差し引かれ、年金額は0.1%増にとどまりました。物価は1.0%増なので、実質0.9%の削減となりました。

この仕組みが続けば、2040年代に基礎年金（国民年金）の給付額は、約7兆円も削減されると、政府は、閣議決定した質問主意書への答弁書で明確に認めています。厚生労働省も6月18日の参院財政金融委員会で、マクロ経済スライドについて、2043年には、基礎年金は今の給付水準よりも3割低下すると認めています。政府が言う「額そのものは下がらない」などという説明は通用しません。

食品や日用品が値上がりしても年金はほとんど上がらず、国民の暮らしは苦しくなるばかりです。いくら制度が安定しても、国民の暮らしが減んでしまつては、公的年金の役割は果たせません。将来不安の増大から、内需も消費も冷え込ませるばかりです。

マクロ経済スライド廃止と、それに代わる年金改革案に今こそ踏み出すべきです。

高所得者優遇の保険料見直しでは、既に厚生労働省の審議会でも導入をめぐって議論されています。また、約200兆円にのぼる年金積立金を、株価をつり上げるための資金として運用するのではなく、国民への年金給付のために計画的に取り崩すことや、年金の支え手である

働く人の賃上げと正社員化で、年金保険料を増やして、年金財源を安定させることも検討課題とされるべきです。

年金支給額を減らすマクロ経済スライドは廃止して、「減らない年金」の実現に踏み出すことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月10日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 反対の討論をさせていただきます。

意見書（案）、マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書でございますが、年金をめぐっては、さまざまな事柄が飛び交っている昨今でありまして、いろいろな課題が指摘されており、また、輪をかけて金融庁の報告書が、年金に対する将来への不安や不信感を助長したことは、これは事実だと私も認識しているところでございます。根本は、保険料負担に合わせた給付が保証されることだと思います。

しかしながら、現役人口の減少に対して、平均寿命、平均余命が延びている現実にあっては、原資と言いますか、積立金を大きく取り崩すか、ないしは負担の増加を逆に求めることとなることとなります。現役世代、つまり被保険者の保険料負担を抑制しながら、また、この積立金を適正に活用して年金収入を決めている現状の中で、この給付を行うために、このマクロスライドというのが導入された、とても考えられた一つの制度であります。

確かに、いろいろな数値でスライド率が設定されるために、物価の上昇や賃金が上昇しても、そのまま年金の増にはつながらないという仕組みではありますけれども、これも、先ほど申し上げましたように、長期的に年金財政を維持するためには、一定期間調整する必要があるから生まれた制度でございます。

また、この調整率が年金の上昇を抑える機能を持っているわけですが、逆に、年金を減らす目的のための制度でなくて、物価や賃金が上昇したときには、多少は抑えながら、少しの伸びでしかありませんが、逆に賃金や物価の下落の場合、逆に指摘されておりませんけれども、極端に下げないような調整の機能も持っている制度だというこ

とも、やはり理解しておかなければならないだろうということでございます。

いずれにいたしましても、この段階でこの制度を廃止したところで、私は何の解決策にもならないのではないかというふうに思います。かえって新たな財源を必要とするようなことになりかねない。むしろ、無責任なことで混乱を招くだけではないかなというふうに思われるところであります。

このような、ある意味、独特なロジックで批判することではなくて、むしろ抜本的な年金制度を築き上げることのほうが大切なのではないかなというふうに思います。

いろいろな条件にもよりますけれども、安定した生活のための年金受け取りには、それ相応の負担が必要であること。現役世代には、現在の負担でどれだけの給付が可能であるかを的確に示すとともに、将来への自らの備えをどのように確保すべきなのかということもしっかり考えていただくように努めることも大切なのではないかなと、このように思うわけでございます。

このようなことから、この意見書については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番、下道議員。

○9 番（下道英明君） 私は、本意見書に賛成の立場から討論をさせていただきます。

かつては、物価上昇した場合、年金額も同じように上昇する決まりでございました。ところが、このマクロ経済スライドが発動されると、物価が上昇しても年金の上昇が抑制されてしまいます。年金の上昇率が何%抑制されるかは、被保険者の減少率や平均寿命の延びによって決まるところでございます。

現在の調整率は、先ほどの意見書（案）にありましたが、約0.9%、つまり、物価が1%上昇しても年金額は、調整率を差し引いた0.1%しか上昇しないということでございます。

政府の計画では、2040年に国民年金の基礎年金の支給額が25兆円になることから、マクロ経済スライドで緩やかに7兆円減らして、毎年18兆円にするという予定でございます。

政府はなぜ年金を減らすのか、それは年金会計が大変な大赤字であるからです。これからも年金をもらう高齢者も増え、年金保険料は、払うサラリーマンが減っていくその中で、今、年金を減らさないと、これまで積み立てたお金がなくなって、将来受給する現役世代の年金が大きく減るからです。

そこで、今のお年寄りももらっている年金を少し減らして、積立金を温存しようとしていくのが本来のマクロ経済スライドの狙いでございます。例えば、サラリーマンの名目賃金が2%上がったとき、普通の物価スライドなら年金支給額も2%であるところでございますが、それを1%しか上げていかないのが、このマクロ経済スライドでございます。

この実質削減は、高齢者の生活悪化とともに、年金の格差拡大に拍車をかけるものでございます。マクロ経済スライドを廃止して、減らない年金を実現するということは、年金受給者だけではなく、現役の働く人にとっても大変重要な課題であると考えているところでございます。

この論点から、私は本意見書に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、討論を終了いたします。

これから、意見書案第6号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第6号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、意見書案第7号会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、石川議員。

○10番（石川邦子君） 読み上げまして、ご提案を申し上げます。

意見書案第7号、令和元年9月10日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、石川邦子。賛成議員、下道英明。賛成議員、立野広志。賛成議員、今野幸子。

会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）。

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ6.3万人に上り、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。

また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうした中で、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立しました。

新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置付けるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、以下の点について措置されるよう国に強く要望いたします。

記。

1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備を図ること。

3、短時間勤務の「会計年度任用職員」に対し、各種手当の支給が可能となるよう地方自治法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月10日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、意見書案第8号海洋観測施設の導入・整備にかかわる意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7 番、千葉議員。

○7 番（千葉 薫君） それでは、提案させていただきます。

意見書案第 8 号、令和元年 9 月 10 日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、千葉 薫。賛成議員、下道英明、同じく、篠原功、同じく、大屋治、同じく、立野広志、同じく、板垣正人でございます。

海洋観測施設の導入・整備にかかわる意見書（案）について。

会議規則第 9 条第 2 項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、北海道知事、北海道議会でございます。

海洋観測施設の導入・整備にかかわる意見書（案）。

噴火湾地域のホタテガイ養殖業は、昭和 40 年代前期から本格的な取組が開始され、これまでに半世紀にわたる先人たちの努力により発展を続け、近年は、海外への輸出も大きく進展するなど、地域の基幹産業となっております。

しかしながら、ここ数年は、養殖経営に危惧を抱かせるへい死が頻繁に発生するなど、厳しい漁業環境となっており、大幅な減産が続いております。

このような状況が続けば、生産意欲を喪失、多くの漁業者が養殖経営に不安を増幅させており、当該漁業者は勿論のこと、魚種転換による漁船漁業者への影響の他、水産加工業や運送業など関連産業にも悪影響を及ぼすことから、ホタテガイの生産安定に向けた対策を早急に講ずることが必要となっております。

また、海洋環境の観測については、平成 18 年度において、道の補助を得て、噴火湾内に水温観測を主体とした機材を設置し、今日に至っておりますが、近年の海洋環境の変化が著しいことや、この間、原因の特定が難しいホタテガイの大量へい死が起きるなどしており、現状の養殖管理に新たな観測項目を加えるほか、海域環境の変化に応じた作業の徹底など、高度な管理体制の確立が急務であります。

渡島及び胆振総合振興局管内のホタテガイ生産地域として、ホタテガイ養殖業の振興はもとより、水産加工業等の関連する地域産業の発展のため、養殖ホタテガイの安定生産を目指した体制整備が必要となっております。そのためには、頻発するへい死等異常貝発生の原因を究明すると共に、高度な養殖管理体制の確立を図ることを目的に導入・整備する、海洋観測施設の整備及び観測データの解析等に関して、現状の厳しい漁家経営の負担軽減及び漁業経営の支援のために、道としての特段のご高配を賜りたく要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定より、意見書を提出いたします。

令和元年 9 月 10 日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智でございます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号海洋観測施設の導入・整備にかかわる意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号海洋観測施設の導入・整備にかかわる意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、意見書案第9号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 意見書案第9号、令和元年9月10日、洞爺湖町議会議長、大西 智様。提出議員、下道英明、同じく、千葉薫、同じく、篠原功、同じく、大屋治、同じく、立野広志、同じく、板垣正人。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について。会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

裏面をご参照ください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業

及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

２、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

３、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年９月10日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西 智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第９号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第９号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎承認第２号の上程、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、承認第2号議員の派遣についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時52分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員